

令和 2 年度志摩市予算編成方針

令和 2 年度の当初予算編成にあたっては、「志摩市予算編成及び執行に関する規則」及び下記の事項に留意のうえ、予算要求書等を作成し提出期限までに提出してください。

1．経済状況と国の動向

内閣府が公表した令和元年 9 月の月例経済報告では、景気を「輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」としています。また、先行きについては「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としています。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」、「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組み、成長と分配の好循環の拡大を目指すとともに、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実現するとしています。また、10 月の消費税率の引上げが経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、経済財政運営に万全を期す、ともししています。さらに、平成 30 年度補正予算及び臨時・特別の措置を含む令和元年度予算を迅速かつ着実に実施することで、デフレからの脱却を確実にし、経済成長と財政健全化の双方を同時に実現していくとしています。

地方財政については「新経済・財政再生計画」を踏まえ、少子高齢化に対応した人づくり革命や防災・減災、国土強靱化をはじめとする暮らしの安全・安心の確保などの取組を進めるとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進していくための安定的な税財政基盤の確保を第一の課題として掲げています。また、スマート自治体等の推進と財政マネジメントの強化として、業務プロセス・情報システムの標準化等の行政のスマート化に向けた取組や、Society 5.0 を支える ICT インフラの整備を推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」などを推進し、地方団体の財政マネジメントを強化するとしています。

2．本市の財政状況

本市の財政状況については、財政健全化アクションプログラムに基づく行財政改革や職員数の削減の成果等もあり、平成 21 年度以降、平成 24 年度を除き実質単年度収支の黒字が続いてきましたが、平成 29 年度決算においては赤字となりました。平成 30 年度決算においては、単年度収支が黒字となり、前年度から大幅に改善していますが、

平成30年度末の財政調整基金残高は約43億5千万円で、前年度末から約5千8百万円減少しており、それを加味した実質単年度収支は約6百万円の赤字で、完全な黒字化までには至りませんでした。また、普通交付税における合併算定替の段階的縮減による歳入の減少や、学校施設、ごみ処理施設等の建設・整備に用いた合併特例債の償還額を中心とした公債費の増に伴って義務的な歳出が増加したことで経常収支比率が2.6%上昇して99.4%と、指数の上では財政の硬直化が進んでいる状況となっていますが、公債費に関しては、据置期間をなくし、償還期間を短縮することで償還総額を削減するという財政健全化アクションプログラムに基づく取組みが要因であり、財政健全化法に基づく健全化判断比率においては、その取組みの結果として公債費償還元金が増加し、実質公債費比率は3年連続の上昇となっていますが、基金残高の減少や、普通交付税の減少に伴う標準財政規模の縮小が継続してもなお、地方債残高が着実に減少したことで将来負担比率は低下し、財政計画の想定どおり改善している状況となっています。

令和2年度においては、歳入で普通交付税の合併算定替の特例加算が終了し一本算定となることで一般財源総額が減少する見込であり、歳出では人件費や公債費の高止まりに加え、扶助費や特別会計繰出金等の社会保障費の増高も懸念されるため、引き続き、財政計画に沿って慎重で効率的な財政運営を行うことが求められます。

3. 予算編成の基本方針

令和2年度予算にあつては、困難な財政状況にあつても、本市の更なる発展に向けた新たな施策を推進するとともに、持続可能で安定的な財政運営の両立を図るため、次の視点をふまえて予算編成に取り組むものとします。

(1) 「市民と語り 市民と創る」市政の推進

市長の市政運営の基本理念である「市民と語り 市民と創る」を基本とし、以下の8つの項目を重点に、全庁を挙げてその進捗を図ることとします。

- 生活と暮らしの支援
- 獣害対策
- 観光振興、産業振興
- 教育環境の充実
- 医療体制の整備・福祉の充実
- ごみ・環境行政の向上
- 防災対策
- 空き家・空き施設対策

(2) SDGs 未来都市計画の推進

SDGsとは平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」です。当市は平成30年6月「SDGs 未来都市」として選定されており、SDGs達成

に向け、経済・社会・環境の三側面において持続可能な開発を統合的な取組として積極的に推進することが期待されています。

当市の特色である豊かな自然環境を生かして取り組んできた様々な事業をより一段と進化させ、SDGsの視点をもって事業を戦略的に進めていくこととします。

(3) 志摩市創生総合戦略の実行

人口減少による諸課題を克服するため、本市が持つ優位性や多彩な地域資源等を最大限に活用し、行政だけでなく、市民・団体・事業者が心を一つにしてスピード感をもって「地方創生」に取り組んでいく必要があります。「志摩市人口ビジョン」をふまえて策定された「志摩市創生総合戦略」は令和元年度が最終年度となりますが、令和元年度中に策定される新たな「志摩市創生総合戦略」の下においても引き続き、事業の確実な成果が得られるよう予算に反映させるとともに、地方創生事業深化や横展開を目指す地方創生推進交付金の活用を積極的に進めることとします。

(4) 第2次総合計画の推進

「第2次総合計画」の将来像「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」の実現に向け必要な施策を推進していく必要があります。

基本目標

自然とともに生きるまちづくり
安全・安心なまちづくり
産業が元気なまちづくり
誰もが健やかで助け合うまちづくり
人と文化を育むまちづくり
市民のために市民と築くまちづくり

(5) 第2次財政健全化アクションプログラムの実行

厳しい財政状況を乗り越えるためには、将来を的確に見据えた計画性の高い財政運営を実現することが極めて重要であり、将来にわたり持続可能な財政運営を実現するための指針である財政計画の目標達成に向けて第2次財政健全化アクションプログラムの基本方針及び個別方針に基づく取組内容を確実に予算に反映していくこととします。

4. 予算編成に係る留意事項

(1) 基本的事項

予算は、年間総合予算として編成してください。従って年度途中の補正は、原則として「災害等不可避免的な要因によるもの、制度改正によるもの、行政運営上早急に措置しなければならないもの」とします。

議会及び監査委員の意見や指摘事項等についてはその趣旨を踏まえて十分検討し、速やかに必要な改善を図るとともに、陳情等についても、事業の必要性や緊急性に応じて、適切に対応してください。

市政懇談会や市民集会などにおける市民・自治会の意見・要望及び各種団体からの要望等については、緊急性を考慮し、費用対効果を含め、長期的視点で広く市民に求められているか、その必要性・妥当性を十分に検討し、対応してください。

行政ニーズの多様化に伴って、複数の課に関連する、または類似する事業の実施が見込まれる場合は、事業の整理統合と効率化を図る観点から、関係課間で十分調整したうえで予算要求してください。

新規事業の設計にあっては、先進的な取り組みを進めている自治体の事例を積極的に取り入れるとともに、大学などの教育機関・研究機関や民間企業とのタイアップによる実証実験を行うなど、新たな事業形態を模索し、可能な限りその初期費用を抑えるよう取り組んでください。また、財源として国・県補助金の補助率、選択基準、対象範囲や法制度の変更情報、さらにその採択の可能性を的確に把握するとともに、地方債、交付税措置の他、PPP / PFIを含め最適な手法を十分に調査・検討し、適切に対応してください。

将来における財政負担（維持管理経費、更新経費など）を慎重に検討し、単年度の資金収支のみにとらわれず、ライフサイクルコストを意識し、初期費用と運用費用を総合的に判断して予算要求してください。

全ての事業予算について見直しを徹底し、必要最小限の見積額としてください。特に事業の廃止や管理方法等の見直しにより不要となった予算は確実に減額してください。また、決算における成果や証拠に基づいて事業を立案する視点を踏まえ、事業の目的や効果について明確にするとともに、PDCAサイクル（計画（Plan） - 実施（Do） - 点検・評価（Check） - 改善（Action）のサイクル）の実効性を高めた予算要求を心がけてください。

新規事業の予算要求にあっては、スクラップアンドビルドの原則により、部局内の業務量も十分勘案し、事業を整理・縮小するなど、実施のための人的な体制面についても考慮するとともに、財源に限りのあることを十分意識し、事業の優先度を適切に判断し、枠配分の範囲内に収まるよう調整して予算要求してください。

（２）歳入に関する事項

市税

法改正、経済動向を十分勘案し、確実かつ最大限の収入見込額を計上してください。

また、税負担の公平を期するため課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めてください。

分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入

過去の実績等を勘案し、見込みうる限りの収入を的確に把握するとともに、受益者からの徴収金については、応益負担の原則による適正な負担を求めるなど、可能な限り増収に努めてください。また、消費税増税に伴う増税分の適正転嫁を図るため、使用料等の見直しについても適切に対応してください。

国庫支出金及び県支出金

事業の効果と緊急性を十分検討し主体的に事業を設計した上で、**活用可能な補助金は積極的に調査し、活用してください。**また、国県における制度改正や予算の動向に留意し、最新情報により、その廃止・縮減等の状況把握に努め、関係機関と十分な連絡を取り、確実な情報をもって適切に予算計上してください。

市債

合併特例債を含め、計画的かつ適正な範囲に市債の発行を抑制する必要がありますので、安易に市債に頼ることなく、事業を厳選するとともに適正な事業規模により事業を行ってください。

その他の収入

全ての収入について極力把握するとともに、ガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税制度など、従来の枠にとらわれず、様々な手法によって新たな財源を発掘するなど、積極的にあらゆる収入・財源を確保してください。

(3) 歳出に関する事項

人件費

時間外勤務手当を含めた総人件費については、R P A 活用を含めた事務の効率化や業務委託など、事務改善やスリム化を進める取り組みを積極的に進めるとともに、部局内職員の調整・協力体制など人員の組織的運用によって極力縮減してください。

物件費

事務経費としての旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費などは、節減を徹底してください。

維持補修費

公共・公用施設の維持管理については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に基づき計画的な維持管理を行うとともに、危険箇所については現状の把握に

努め、施設の設置者として管理責任を問われることのないよう、必要な修繕を行うための予算を適切に計上してください。また、老朽化の著しい施設等については、撤去や使用禁止の措置を含め、適正な管理に努めてください。

補助費等

各種団体に対する補助金、負担金については、事業の内容、実績、効果等を十分に精査してください。団体からの要求内容や過去の決算内容を分析し、繰越金の有無等により補助金額の検討に努めてください。なお要求額は、「志摩市補助金等交付基準」に従って適正な額を計上するものとし、各種協会等の会費的な負担金は適宜見直しを行い、脱会等も含めて必要性を十分に検討してください。

投資的経費

緊急性や必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分に検討し、整備計画の延長や事業規模の縮小、段階的整備を図るなど、財源に無理のない、計画的・効果的で実施可能な事業計画を根拠として予算計上してください。特に財源的に多額の市債発行や一般財源を要する事業については、十分に精査を行ってください。

補助事業については国等の財源措置の動向に留意し、真に必要とされる事業の選択を行うとともに、より有利な補助制度の検討等、確実に財源の確保に努めてください。市単独事業については、重点化により効果的な事業を厳選して実施するなど、事業費の圧縮に努めてください。なお、統廃合による公共施設等の除却や既存施設の集約化などについては、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を進め、それに基づいて計画的に実施していく必要があることにも留意してください。

(4) 継続費・債務負担行為

継続費については、適切で無理のない工期設定による事業計画に基づき、全体事業費及び年割額を設定するとともに、その財源についても的確に捕捉してください。債務負担行為については、後年度に財政負担を強いるものとなりますので、安易な設定は行わず、必要不可欠なものに限定してください。

(5) 特別会計

特別会計については独立採算の原則に則って、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰入金に依存することなく、経営の合理化・経費の節減により収支の均衡を維持することを基本に、前述の一般会計に準じて予算要求してください。なお、一般会計からの繰出金については、繰出し根拠を示した資料を別途作成するなど、繰出しの根拠や基準を明確に示してください。

(6) 企業会計

企業会計については、地方公営企業の趣旨にそって、地域の経済性の発揮を基本に効率的な経営にむけ一層の努力をするとともに、可能な限り収支の均衡を図るなど、一般会計の方針に準じて予算要求してください。なお、一般会計からの負担金等の繰出金については、所管課へ必ず予算要求書にて提示し、繰出し根拠を示した資料を別途作成するなど、繰出しの根拠や基準を明確に示してください。

(7) その他

その他予算要求に関する留意事項等は、別途周知する「令和 2 年度当初予算編成にかかる留意事項及び予算要求書等の提出について」に記載している内容を十分に理解し、ルールに則って、正しい手順により適切に対応してください。